

認知症対応型通所介護 重要事項説明書

事業者

社会福祉法人 宮城厚生福祉会

デイサービスセンター くりこまの里Ⅱ

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定第 0491300018 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定介護福祉サービスと指定介護予防サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上にご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 宮城厚生福祉会
- (2) 法人所在地 宮城県仙台市宮城野区田子字富里 153
- (3) 電話番号 022-388-9968
- (4) 代表者氏名 理事長 金田 早苗
- (5) 設立年月 1997年4月

(6) 事業の概要

高齢者福祉事業

○くりこまの里

- ・通常規模型通所介護 デイサービスセンターくりこまの里Ⅰ
- ・単独型認知症対応型老人通所介護 デイサービスセンターくりこまの里Ⅱ
- ・居宅介護支援事業所 くりこまの里

○高齢者福祉施設「宮城野の里」

- ・居宅介護支援事業所「宮城野の里」
- ・短期入所生活介護施設 短期入所生活介護施設福田町
- ・通常規模型通所介護 福田町デイサービスセンターⅠ
- ・認知症対応型通所介護 福田町デイサービスセンターⅡ
- ・ケアハウス宮城野の里
- ・ヘルパーステーション宮城野の里

○地域包括介護支援センター 福田町

○十符・風の音

- ・介護老人福祉施設 十符・風の音
- ・併設型ユニット型老人短期入所生活介護施設
- ・通常規模型通所介護 デイサービスセンター木の实

○田子のまち

- ・介護老人福祉施設 田子のまち
- ・併設型ユニット型老人短期入所介護施設

障がい者就労支援事業

○就労支援 B 型事業所「工房歩歩」

○障がい児者サポートセンター「てとて」

児童厚生事業

○仙台市宮城野児童館

保育事業

○乳銀杏保育園

○柳生もりの子保育園

○古川ももの木保育園

○古川くりの木保育園

○下馬みどり保育園

○くさの実保育園

○岩切たんぼぼ保育園

2. ご利用施設

- (1) 事業所の種類 通所介護
2006年4月14日指定 宮城県 0491300018号
- (2) 事業所の目的 『要介護・要支援』と認定された方が、一人ひとりの心身の状況を踏まえた生活全般にわたる援助で、居宅における生活と連続したものとなるよう配慮しながら、利用者が社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより利用者の心身の機能維持、改善並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、より長く在宅での生活が継続するよう援助することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターくりこまの里Ⅱ
- (4) 事業所の所在地 宮城県栗原市栗駒稲屋敷大鳥東側1-1
- (5) 電話番号 0228-45-5550
- (6) 管理者氏名 伊藤 紀江
- (7) 事業所の運営方針 くりこまの里ケア構想の目的その理念に添って利用者の皆様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、必要な援助や心身機能の維持・改善に努め、利用者の社会的孤立感の解消や家族の負担の軽減をはかります。家族や関係市町村、地域の保健医療福祉サービス、介護支援専門員との綿密な連携を図りケアプラン、予防プランをもとに一人ひとりの心身の状況を踏まえた介護計画、予防計画を作成し、総合的なサービス提供に努めます。
- (8) 開所年月 2006年 4月
- (9) 利用定員 標準型 12名

(10) サービス提供地域

栗駒(耕英地区を除く)・金成・築館(国道398号線より北側)・鶯沢・一迫(国道398号線より北側)・志波姫(国道398号線より北側)
上記以外地域のご利用につきましては、ご相談させていただきます。

3. 事業所の職員体制等

職種	常勤		非常勤		備考
	専従	兼務	専従	兼務	
施設長(管理者)		1名			看護師兼務
生活相談員		2名			管理者兼務/通常型兼務
看護職		1名			通常型兼務
介護職		5名		3名	通常型兼務

*重要事項説明書の説明後、上記の職員配置状況が基準を下回らない範囲で増減する場合があります。また、兼務職員は他職種と重複している場合がございます。

4. 営業時間

営業日時	月曜日から土曜日 / 8:20~17:20
サービス提供時間	月曜日から土曜日 / 9:30~16:30
休業日	日曜日 / 年末年始 / 当法人が定めた日

5. サービス利用料及び利用者負担(契約書3条4条)

(1) 通所介護費用

介護保険法に基づく利用料になります。その他、昼食とおやつ費用、施設常備の紙オムツなど使用した場合の実費がかかります。また、クラブ活動等で特別にかかる費用については、材料費等実費相当の費用がかかります。費用等明らかにした上で、クラブ活動参加者をつのります。

(2) その他

ア 償還払い

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。

6. 利用料のお支払方法

自己負担額は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

当月利用分を1ヶ月まとめて翌月10日ごろ、請求いたします。請求書を確認の上お支払いください。

A、口座引き落とし

指定の口座より毎月20日に引き落としとなります。20日が土日祝日にあたる際は翌営業日に引き落としとなります。

B、銀行振込み(請求書受取確認後、お振込み願います。手数料は利用者負担となります。)

口座番号

七十七銀行 本店営業部

普通預金 7913150

社会福祉法人 宮城厚生福祉会

デイサービスセンター くりこまの里Ⅱ

フリミギコウセイクカイ デイサービスセンタークリコミノサト

C、現金払い（請求書受取確認後、事業所に直接お支払いください。）

7. キャンセル

当日のキャンセルにつきましては、食材を準備している都合上、食事代を請求いたします。また、都合により昼食前にご帰宅した場合も同様に食事代を請求いたします。

※事前に昼食を要らない旨をご連絡頂いている場合は請求いたしません

8. 事故発生時の対応(契約書8条 9条 10条 11条)

必要な介護サービスの提供中に、契約者に病状の急変や事故が生じた場合は、速やかに家族、契約者の主治医又は嘱託医・協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院等必要な処置を講じます。

事故発生が施設の責任に起因し、生命・身体・財産に損害が生じた場合、契約者・家族にすみやかに謝罪するとともに、施設が契約する損害保険会社と連絡を取り損害を賠償します。また、骨折などの重大事故に関しては保険者（自治体）に報告いたします。

9. 身体拘束

身体拘束は行いません。ただし、当該契約者又は他の契約者等の生命身体を保護するために緊急やむを得ない場合(次の3要件を満たした場合)のみ身体拘束を行うことがあります。

- (1) 契約者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護法がない場合
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

10. 感染等の対策

インフルエンザ等の感染を防ぐため、感染対策マニュアルに添った対策を講じています。感染予防のため11月～3月まで自宅での検温をお願い致します。

11. 非常災害対策

- (1) 非常災害に備え、防火管理規定に基づき防災計画に基づく訓練を定期的実施します。
- (2) 消防署等による定期的な査察および、訓練指導を受けます。
- (3) 各設備等の定期的な保守点検を実施します。
- (4) 利用中に施設が被災した場合は、くりこまの里防災マニュアル、送迎時の災害マニュアルに従い行動します。
 - ①利用者の方の安全確保のための避難誘導を行います。

②地震発生当日の利用者は、家族と連絡がついた方のみお送りするか、迎えに来てもらうことを基本とします。

ご家族等のご協力をお願い致します。

12. 守秘義務(契約書 5 条)

サービスを提供する上で、知りえた契約者に関する情報は、理由なく第三者に漏らしません。ただし、医療上緊急性があるときやサービスを提供する上で他関係機関と連携する場合情報を提供する場合があります。また、サービス従事者養成に必要な場合と社会福祉の向上のための研究や統計作成に必要な場合情報を提供する場合があります。契約時に情報提供の了解の有無の意思確認をします。また、施設で記載している諸記録に関して、利用者からの求めがあった場合には提示いたします。

13. 相談窓口・苦情対応窓口(契約書 14 条)

	所在地	宮城県栗原市栗駒稲屋敷大鳥東側 1 - 1
利用者相談コーナー	電話番号	0 2 2 8 - 4 5 - 5 5 5 0
	FAX 番号	0 2 2 8 - 4 5 - 5 5 8 5
ご遠慮なくお申し出下さい。	ご利用時間	月曜日～土曜日 午前 8 時 20 分～午後 5 時 20 分

苦情については、苦情処理マニュアルにそって、迅速に苦情内容を処理するとともに対策の内容など、苦情申し出者に回答します。また、施設の取り組みを広く一般に公表します。

苦情対応責任者	管理者	伊藤 紀江
苦情受付窓口	デイサービス	生活相談員 再名生 育恵
第三者委員	弁護士	鹿又 喜治
	元介護老人福祉施設	施設長 嵐田 光宏

行政機関その他苦情受付機関

○各市町村の介護保険担当課

栗原市の場合 栗原市市民生活部介護保険課

TEL 0 2 2 8 - 2 2 - 1 3 5 0 FAX 0 2 2 8 - 2 2 - 0 3 4 0

○宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口

仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 - 3

TEL 0 2 2 - 2 2 2 - 7 7 0 0 FAX 0 2 2 - 2 2 2 - 7 2 6 0

14. 契約終了(契約書 7 条)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ③ 事業所の損失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から契約解除の申し出があった場合
- ⑥ 事業所から契約解除の申し出を行った場合

15. サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) ご自宅などで心身の状態に変化があった際には、送迎時や連絡帳にてお知らせください。
- (2) 必要以上の金銭や貴重品の持参はご遠慮ください。持ち物への記名にご協力ください。
- (3) 事業所内での金銭、食べ物のやり取りはご遠慮ください。
- (4) 体調や様態の急変などのより、サービスをご利用出来なくなった場合は、出来るだけ早めにご担当のケアマネジャー又は当事業所の生活相談員へご連絡ください。長期間ご利用がない場合は登録を一旦削除させていただくこともあります。
- (5) 職員は勤務に関し、他からの報酬その他一切の謝礼を受け取ることが禁止されております。

16. 考えられるリスク

利用者様にお過ごしいただく中で、避けられない事故が発生する可能性があります。施設にいるからといって全て安全ということではありません。利用中に避けることが難しい、「生活リスク」が存在することをご家族・施設で共有し、施設における事故を防止する努力を行います。

- ① 転倒による事故の可能性
- ② 誤嚥による事故の可能性
- ③ 無断外出による事故の可能性
- ④ その他利用者様の身体・精神状態による事故の可能性

2006年4月1日施行
2009年4月1日改正
2012年4月1日改正
2015年4月1日改正
2018年4月1日改正
2020年9月1日改正
2021年4月1日改正
2021年6月1日改正

通所介護（デイサービスセンター くりこまの里Ⅱ）

1. 介護保険給付対象サービス

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。利用料金はおおよその金額です。

なお、平成30年8月サービス利用より、一定の所得のある方の利用料金については、2割負担、または、3割負担をご負担いただくことになります。

（7～8時間利用の場合）

ご本人の要介護度	①介護度別 サービス利用料金	②うち、介護保険か ら給付される金額	サービス利用による自 己負担(①-②)
要介護1	9,940 (1日)	8,946 (1日)	994 (1日)
要介護2	11,020 (1日)	9,918 (1日)	1,102 (1日)
要介護3	12,100 (1日)	10,890 (1日)	1,210 (1日)
要介護4	13,190 (1日)	11,871 (1日)	1,319 (1日)
要介護5	14,270 (1日)	12,843 (1日)	1,427 (1日)

加算

ご利用サービス項目	利用加算金額	給付される金額	自己負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220 (1日)	198 (1日)	22 (1日)
入浴サービス加算（Ⅰ）	400 (1日)	360 (1日)	40 (1日)
科学的介護推進体制加算	400 (1月)	360 (1月)	40 (1月)
処遇改善交付加算	月の合計利用料金に対し10.4%が上乗せされます。		
特定処遇改善交付加算	月の合計利用料金に対し2.4%が上乗せされます。		
ベースアップ等支援加算	月の合計利用料金に対し2.3%が上乗せされます。		

※ご契約者に提供する食事にかかる費用一日につき550円(おやつ代含む)を別途いただきます。

※施設に常備してある紙おむつを必要があって使用した場合(紙パンツ150円・尿とりパット35円)を別途いただきます。現物での返還も可能です。

送迎減算

事業所が送迎を行わない場合、所定単位数から片道で**47単位**を減算します。

2. 予防給付対象事業

ご本人の要介護度	①介護度別サービス利用料金	②うち、介護保険から給付される金額	サービス利用による自己負担(①-②)
要支援1	8,610 (1日)	7,749 (1日)	861 (1日)
要支援2	9,610 (1日)	8,649 (1日)	961 (1日)

※また、次のサービスを利用された場合は、上記①介護度別サービス利用料金に、次の料金が加算されます。利用料金はおおよその金額です。

ご利用サービス項目	利用加算金額	給付される金額	自己負担額
サービス提供体制強化加算Ⅱ	220 (1日)	198 (1日)	22 (1日)
入浴サービス加算 (I)	400 (1日)	360 (1日)	40 (1日)
科学的介護推進体制加算	400 (1月)	360 (1月)	40 (1月)
処遇改善交付加算	月の合計利用料金に対し4.3%が上乗せされます。		
特定処遇改善交付加算	月の合計利用料金に対し1.0%が上乗せされます。		
ベースアップ等支援加算	月の合計利用料金に対し1.1%が上乗せされます。		

※ご契約者に提供する食事にかかる費用一日につき550円(おやつ代含む)を別途いただきます。

※施設に常備してある紙おむつを必要があって使用した場合(紙パンツ150円・尿とりパット35円)を別途いただきます。現物での返還も可能です。

20 年 月 日

通所介護サービスの提供にあたり、契約者に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 宮城県栗原市栗駒稲屋敷大鳥東側 1 - 1
名称 社会福祉法人 宮城厚生福祉会
デイサービスセンターくりこまの里Ⅱ

説明者 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者より認知症対応型通所介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

【利用者】

氏名 _____

住所 _____

【連帯保証人】

氏名 _____

住所 _____

続柄 ()